

建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの材料の日本工業規格、日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件

第一 建築基準法（以下「法」という。）第三十七条の建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である部分に使用する建築材料で同条第一号又は第二号のいずれかに該当すべきものは、次に掲げるものとする。

一〜十四 略

十五 トラス用機械継手（平成十四年国土交通省告示第 号（機械継手式トラス）第四に規定する

接合の構造方法として用いるものに限る。）

第二・第三 略

別表第一（法第三十七条第一号の日本工業規格及び日本農林規格）

第一第十五号に掲げる	（イ）	（ロ）
------------	-----	-----

建築材料

別表第二（品質基準及びその測定方法等）

建築材料の区分	（イ）	（ロ）
第一第十五号に掲げる建築材料	品質基準	測定方法等
<p>一 材料の構成及び組み合わせの条件並びに力の伝達機構が定められていること。</p> <p>二 構成材（前号（イ）欄において力の伝達に寄与しないとしたものを除く。）の降伏点又は〇・ニパーセントオフセット耐力、引張強度、伸び及び絞りのうち各構成材の使用上必要な基準値が定められていること。また、引張試験片の採取が困難な場合は、硬さの基準値が定められていること。ただし、構成材として第一第一号から第五号までの第 号（アルミ）及び第 号（アルミの溶接材料）に該当する建築材料を用いる場合にあつては、当該材料の項（ロ）欄のうちそれぞれの基準値とすることができる。</p>	<p>一 実大又は当該トラス用機械継手の品質を代表できる類似の形状による試験体（以下第六号までにおいて単に「試験体」という。）について、次に定める方法又はこれらと同等以上（ロ）欄の基準値を測定できる方法によること。この場合において、試験体の数は、当該品質を精度よく測定できる数とすること。</p> <p>イ 降伏点又は〇・ニパーセントオフセット耐力、引張強度、伸び及び絞りは、第一第二号に掲げる建築材料の項（ロ）欄第二号イに定める方法によること。</p> <p>ロ 硬さは、第一第二号に掲げる建築材料の項（ロ）欄第二号ハに定める方法によること。</p>	

<p>三 各構成材の主成分と固有の性能を発揮する化学成分の含有量の基準値が定められたものであること。ただし、構成材として第一第一号から第五号まで、第一号(アルミ)及び第一号(アルミの溶接材料)に該当する建築材料を用いる場合は、当該材料の項(ロ)欄のうちそれぞれの基準値とすることができ</p>	<p>三 次に定める各構成材の主成分に応じ、それぞれイからハまでに定める方法又はこれらと同等以上に成分を測定できる方法によること。</p> <p>イ 鋼材 第一第一号に掲げる建築材料の項(ロ)欄第二号に定める方法によること。</p> <p>ロ アルミニウム 第一第一号(アルミ)に掲げる建築材料の項(ロ)欄第一号に定める方法によること。</p> <p>ハ イ及びロ以外の成分 当該構成材の性質及び化学成分を考慮し、必要な測定方法によること。</p>
<p>四 構成材の形状及び寸法の基準値が定められていること。</p>	<p>四 次に掲げる方法によること。</p> <p>イ 形状及び寸法の測定は、ノギス、マイクローメータ又はこれらと同等以上の測定器具を用いて行うこと。</p> <p>ロ ねじの精度の測定は、限界ゲージ又はこれと同等以上のねじ精度測定器具を用いて行うこと。</p>
<p>五 必要に応じ、構成材(熱処理を行うものに限る。)の硬さ及び硬さの分布の基準値が定められていること。</p>	<p>五 構成材に熱処理を行ったのち、次に定める方法又はこれと同等以上に(ロ)欄の基準値を測定できる方法によること。この場合において、試験体の数は、当該品質を精度よく測定す</p>

<p>六 圧縮、引張り及び曲げの保証荷重及び終局荷重が定められていること。</p>	<p>六 試験体(性能を代表できる構成材の組み合わせとしたものを含む。)について、次に定める方法又はこれらと同等以上に(ロ)欄の基準値を測定できる方法によること。ただし、保証荷重について、降伏その他の構造耐力の有害な低下の起こらないことを確かめた場合は、各構成材及びそれら相互の接合の力学的特性を用い当該数値を計算により求めることができる。この場合において、終局荷重の数値</p>
<p>六 圧縮、引張り及び曲げの保証荷重及び終局荷重が定められていること。</p>	<p>イ 硬さの測定は、第一第二号に掲げる建築材料の項(ロ)欄第二号に定める方法によること。</p> <p>ロ 硬さの分布は、イに掲げる試験(硬さに関するものに限る。)を行い、構成材の種類に依りてそれぞれ次の(1)及び(2)に掲げる位置について求めること。</p> <p>(1) ボルト 断面方向(当該ボルトの径が大きく断面の入熱の状況が均一にならないおそれのある場合に限る。)又は軸方向に適切な間隔で定めた部位</p> <p>(2) ボルト以外の構成材 当該構成材の使用法及び性質を考慮して定めた部位</p>

は、当該計算をしたそれぞれの保証荷重の数値の一・一倍の数値とするものとする。

イ 必要に応じ、試験体に加力用の支持材（平成十四年国土交通省告示第 号（機械継手式トラス）第三に規定する主部材又はこれによる場合と同等以上の試験結果を得ることのできるものとする。以下この号において単に「支持材」という。）を接合すること。

ロ 圧縮試験及び引張試験は、次に定めるところにより行うこと。

(1) 荷重は、適切なジグを介し支持材の軸方向に漸増して加えること。必要な場合においては、試験体の周囲より固定するための加力を行わなければならない。

(2) 試験体に作用する荷重及び変形を適切な精度を有する方法で測定すること。

ハ 曲げ試験は、次に定めるところにより行うこと。

(1) 支持材を試験体の両側に軸心が一致するように接合し、支点間距離を当該支持材の小径の十倍以上とすること。

(2) 試験体は支点の中央部に位置するよう

七 (ハ)欄第六号イの接合の方法及び条件が定められていること。

七 (ハ)欄第三号に定める材料及び接合の方法に
 七 (イ)鋼材の溶接接合 JIS G〇五五三（鋼のマクロ組織試験方法）、JIS G〇五六五（鉄鋼材料の磁粉探傷試験方法及び磁粉模様の種類）——一九九二、JIS Z 二三四三（浸透探傷試験方法及び浸透指示に配置すること。

(3) 荷重は、試験体の中央部に適切なジグを介し漸増して加えること。

(4) 試験体に作用する荷重及び試験体の中央におけるたわみ量を適切な精度を有する方法で測定すること。

ニ 保証荷重は、ロ及びハの試験で確認された最大の荷重のそれぞれ七十パーセント以下の値とする。

ホ 終局荷重は、ロ及びハの試験で確認された最大の荷重のそれぞれ九十パーセント以下の数値とする。

ヘ ロ及びハの試験において保証荷重時までに構造耐力上有害な変形が生じないことを確かめること。

	<p>八 つぶれ、きず、焼割れ等の構造耐力上有害な欠陥や錆等の欠点がないこと。</p>	<p>模様の分類) 一九九二、JIS Z二三四四(金属材料のパルス反射法による超音波探傷試験方法通則)に規定する方法又はこれらと同等以上に接合の健全性を確認できる方法によること。 ロ アルミニウム合金の溶接接合 第一号(アルミ)及び第 号(アルミの溶接材料)に掲げる建築材料の項(欄第 号及び第 号の方法又はこれらと同等以上に接合の健全性を確認できる方法によること。 ハ イ及びロ以外の接合 イ及びロによる場合と同等以上に接合部位の健全性が確認できる部位及び試験方法によること。 目視によつて行うこと。</p>
	<p>九 前各号に掲げるほか、必要に応じて耐久性、疲労特性、高温特性、軸力を導入する場合のトルク係数値及びリラクセーション特性等の基準値が定められていること。</p>	<p>九 次の方法又はこれらと同等以上に(ロ)欄の基準値を測定できる方法によること。 イ 耐久性の測定は、日本工業規格Z二三七一(塩水噴霧試験方法) 一〇〇〇に、疲労特性の測定は、日本工業規格Z二七三(金属材料の疲れ試験方法通則) 一九七八に、高温特性の測定は、日本工業規格G</p>

		<p>○五六七(鉄鋼材料及び耐熱合金の高温引張試験方法) 一九九八によること。 ロ 軸力を導入する場合のトルク係数値試験は、日本工業規格B 一八六(摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット) 一九九五の十一、二のセットのトルク係数値試験によること。 ハ リラクセーション特性の測定は、日本工業規格Z二二七一(金属材料のクリープ及びクリープ破断試験方法) 一九九九、日本工業規格Z二二七六(金属材料の引張りラクセーション試験方法) 二〇〇〇の試験方法によること。</p>
--	--	--

別表第二(検査項目及び検査方法)

<p>(イ) 建築材料の区分</p>	<p>(ロ) 検査項目</p>	<p>(ハ) 検査方法</p>
<p>第一第十五号に掲げる建築材料</p>	<p>別表第二(ロ)欄に規定する品質基準のうち第二号から第四号まで、第二</p>	<p>一 別表第二(ロ)欄に規定する測定方法等によつて行う(組成及び機械的性質の検査を除く。) 二 組成の検査は、資材の受け入れ時に、資材の納品書、検査証</p>

七号及び第八号

明書又は試験証明書等の書類によつて行う。

三 機械的性質の検査は、各構成材ごとに同一形状・寸法（熱処理を施す場合にあつては、更に同一の処理条件）のものを一組とし、それぞれ一体以上を採取した試験片について、別表第二(ハ)欄第二号に規定する測定方法等によつて行うほか、別表第二(ニ)欄第二号ただし書の適用を受けた場合にあつては、資材の受け入れ時に、資材の納品書、検査証明書又は試験証明書等の書類によつて行う。

四 別表第二(イ)欄第一号において力の伝達に寄与しないものとした構成材にあつては、必要に応じて、組成及び機械的性質の検査を、資材の受け入れ時に、資材の納品書、検査証明書又は試験証明書等の書類によつて行う。